

令和5年第14回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和5年9月7日（木）
- 2 場 所 宝塚市役所2-4会議室
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後2時15分
- 5 出席した委員の氏名
五十嵐 孝教育長、篠部 信一郎委員、木野 達夫委員、松浦 一枝委員及び
石井 克馬委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者
管理部長 高田 輝夫 管理室長 福井 健介
学校教育部長 坂本 三好 学校教育課長 平野 聖幸
社会教育部長 番庄 伸雄 教育企画課係長 板垣 慎一郎
企画政策課係長 古寺 哲士
企画政策課係員 北村 恭平
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子

9 議題

- 議案第21号 丹波少年自然の家事務組合同規約の変更に関する意見について
議案第22号 丹波少年自然の家事務組合の解散に関する意見について

会議の概要

開会 午後 2時00分	
五十嵐教育長	令和5年第14回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。 傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
福井室長	いらっしゃいません。
五十嵐教育長	本日の署名委員は木野委員でございます。よろしくお願いいたします。 本日の付議案件は、議決事項2件です。 それでは、進行について事務局からお願いします。
福井室長	本日の付議案件は、議案第21号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する意見について、議案第22号 丹波少年自然の家事務組合の解散に関する意見について、です。 なお、議案第21号及び議案第22号は、一括での審議をお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
五十嵐教育長	それでは、議案第21号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する意見について、議案第22号 丹波少年自然の家事務組合の解散に関する意見について、担当課より一括して説明をお願いいたします。
板垣係長	議案第21号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する意見について内容を御説明申し上げます。 本件は、令和6年3月31日をもって、丹波少年自然の家事務組合が解散することに伴い、丹波少年自然の家事務組合規約を変更する必要があるため、このことについて教育委員会から市議会へ意見を申し出るものです。 地方自治法第286条第1項によりますと、一部事務組合がその規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議を経て、都道府県知事の許可を受けなければならないとされているところ、この協議については同法290条において、関係地方公共団体の議会の議決を経るべきこととされています。 さらに、教育組合については、議会での議決に際しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条において、議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないとされているこ

とを受け、市議会より令和5年9月1日付けで意見を求める文書が送達されたため、これに対し、教育委員会から意見を申し出るものです。

変更の内容につきましては、組合解散後は丹波市が丹波少年自然の家の事務を継承する事を受け、別紙のとおり規約の一部を変更するものです。

議案書の次のページ、市長部局から提出されました議案第93号をご覧ください。こちらの真ん中に事務組規約の一部変更する規約を掲載しておりまして、規約の最後に次の一条を加えるとなっております。第15条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を継承する。第2項 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付するものとする。この文言が事務組規約の変更となるものです。この内容については、異議なく承認すべきものと考えております。

続いて、議案第22号 丹波少年自然の家事務組合の解散に関する意見についての内容を御説明申し上げます。

変更と同様に、地方自治法第288条によりますと、一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならないとされているところ、この協議については同法290条において、関係地方公共団体の議会の議決を経るべきこととされています。

規約の変更と同様、市議会より令和5年9月1日付けで意見を求める文書が送達されたため、これに対し、教育委員会から意見を申し出るものです。なお、解散については異議なく承認すべきものと考えております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

五十嵐教育長

ありがとうございました。

お手元に総務常任委員会の資料も配布しておりますので、このことも併せて何かご質問等ありましたらお話してください。

では、石井委員。

石井委員

先ほどいただいたものも踏まえて伺いたいのですが、代替の施設を各校で選定しているんですが、今後また代替施設で組合が出来るという流れに

なるのですか。そこはまた、別で考えておいたらいいのですか。

坂本部長 次はまだ、決まっていません。

石井委員 宝塚市は宝塚市で、各学校が代替施設を選定する、ということですか。

坂本部長 そうです。

石井委員 組合は解散したらそれで終了となりますね。次の施設をここだと決める必要はないですか。組合化する必要はないですか。

坂本部長 そうですね。特に各学校の実情とか、これまでの使ってきた感想だとかを踏まえて各学校で決めるのが基本です。

五十嵐教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

はい、篠部委員。

篠部委員 追加の資料でいただいた令和6年度の行先なんですけど、これはどういう基準で決めたのですか。

坂本部長 利用施設ですか。

篠部委員 はい。

坂本部長 各学校が探したということですが、淡路青少年交流の家という国立の施設は、山の地域にある西谷小学校の児童が海に行きたいという希望があり使い始め、それが各校にも利用が広まりました。この淡路青少年交流の家の宿泊料が無料でしたので、そういった面もあって利用する学校が増えたという状況です。これまで使っていた施設もそのまま使ったり、施設の予約が取れないなどで、兎和野や嬉野台などの施設を使ったようですが、基本的には各学校が考えるということになっています。

五十嵐教育長 他にご質問はございませんか。

それでは私から。今まで利用していた施設が無くなってしまう訳ですから、他の施設を探さざるを得ない中で、学校教育に大きな影響はないと思いますが、この変更に伴って各学校から困っているという情報はありますか。

平野課長 こちらの資料にも書いていますが、施設までの距離が遠くなることで所要時間が増え、バス代が高くなることが一つ書かれています。バス代に関しましては、非常に高くなってしまっていて、国の方から県を通じて市教

委の方へも連絡が来ているのですが、今年の10月から一律にバス代が上がるということが報告されています。

10月以降のバスの利用に関して、現在までに既に契約が行われているものに関してはそのままの金額で支払えるということですが、今後、契約を結ぶ際には、施設までの距離が長距離になってくるとバス代がかかってきて、その費用がかさむ分、子どもたちが活動する時の活動費に影響が出るということにもなってきます。ですから出来るだけ近場で、しかも高速代も含めてあまり費用の掛からない施設に子どもたちが行ければ、色んな活動内容が広がって行くと思います。そういう意味では、丹波少年自然の家は非常に便利な場所で、近場でもあり、しかもコンパクトな施設で使い勝手が良い施設でした。例えば車いすで移動しなくてはいけないお子さんにとっては、コンパクトに移動できるような施設、整備がされて非常に使い勝手良かった。ところが代替施設で施設が大きくなると、移動に時間がかかるというのと、段差があったりとか、階段があって車いすのお子さんを抱えて持ち上げなければならない、とかの手間があると聞いています。また、冷暖房のことで言いますと、夏場は暑くなってきているので集中管理の所もあれば、丹波少年自然の家では各部屋で管理できましたので、問題と言うよりは使い勝手の部分で各学校から意見が出て来ております。

坂本部長

バス代につきましては、平均25%増額ということですからかなり上がります。今、淡路青少年交流の家を利用している学校につきましてはバス代がかなりかさむということと、今年度までは宿泊費がゼロだったものが、令和6年度からは600円になるという通知もありますので、費用面でかなり課題を感じていると学校から相談があるところです。

五十嵐教育長

意見ですが、これまで本市が丹波少年自然の家をよく使っていたのは利便性があった訳で、そこと比較してしまうと新しいところはそれなりの課題はあるでしょう。交通費は確にかさみますが、他の利用料金などを見ると丹波自然の家は安くはなかった訳ですから、新たなところで新たな活動を作っていたらいいと思います。先ほど交通費が上がるというものについては、これはそもそも県の事業ですし、県にもっと補助の要望を出していく

ことが必要でないかと思うのですが、意見を出していくような方向で考えているのですか。

平野課長 県の方に要望する機会がありまして、自然学校のことにつきましては、小学校3年生の環境体験も一つのセットとなって県の方から交付金をいただいていますので、市の現状をお伝えして増やしていただくよう要望は出しています。

五十嵐教育長 叶うかどうかは分かりませんが、そのことも含めて教育委員会としては活動が子どもたちにとって思い出に残る楽しいものになるように、今後も支援していくという立場で見直していかないといけないと思いますので、丹波少年自然の家が利用できなくなりますが、前を向いていきたいと思います。

他にご意見ご質問はありますか。

はい、石井委員。

石井委員 代替施設にはバリアフリーじゃない所もあるのですか。

高田部長 そういう所もあります。

石井委員 そういう所もあるんですか。淡路青少年交流の家も違うんですか。

平野課長 施設の中での段差があったりと、そのようなところが完璧になっていないということを知っています。

石井委員 バリアフリーが整っている所はどこなんですか。

平野課長 完全なバリアフリー化ということではありませんが、丹波少年自然の家はそのことに関しては非常に考えられていたのですが、それ以外の施設については色々と不足があるということでした。

石井委員 分かりました。

五十嵐教育長 私の経験では、まず県立の南但馬自然学校によく行った覚えがありますが、館内の施設については、どこの施設も一定のバリアフリーの対応はしているのですが、南但馬自然学校はひとクラス丸ごと入るような大きな建物があって、敷地が広大で移動がどうしても階段になっていたりするところがあり、屋外施設に車いすで移動した場合、移動には困るという事実がありました。後、キャンプ場への道のりは舗装されていないような道だったりするので、車いすを押すとすると中々しんどいということはありません。丹波はそ

のへんはちょっとマシだったというか、全部舗装されているような状況では
ありました。先ほどのやっていない所は特にですが、強力に要望していかな
いと子どもが安心して過ごせないと思います。

坂本部長 バリアフリー化への不満というのは、施設が広いので車いす等の移動が
大変だということが大きな原因だと思います。

石井委員 移動の距離的にということ。

坂本部長 そうです。

五十嵐教育長 では、他にご意見はよろしいでしょうか。

それでは、議案第21号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する
意見について、議案第22号 丹波少年自然の家事務組合の解散に関する
意見について、は原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

本日の予定の案件は以上ですが、他にご報告いただくことはございませ
んか。

福井室長 ございません。

五十嵐教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時15分